

令和元年度 加茂市の国民健康保険税率

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳のみ)	
所得割	前年中の所得から33万円を 控除した基礎額に右の割合 を乗じて算出	7.40%	2.10%	2.45%
資産割	今年度の固定資産税額に右 の割合を乗じて算出	19.78%	7.80%	-
均等割	1人当たり	29,400円	9,600円	13,420円
平等割	1世帯当たり	20,600円	5,400円	-
賦課限度額		61万円	19万円	16万円

- ・上記の割合で算出した国民健康保険税は、世帯主に対して課税します。
- ・年度途中での加入・脱退については、月割りで計算します。
- ・国民健康保険税の賦課・徴収に関するお問い合わせは税務課までお願いします。